

令和4年度 アウトドアレジャー品質向上費補助金のご案内

1. 背景

市では、「自然」を生かしまち全体をアウトドアパークと捉え、幅広いターゲットをアウトドアでお迎えするため、令和3年3月に「恵那市アウトドアレジャー推進計画」を策定し、同計画に基づく施策に取り組むこととしました。令和4年度ではアウトドアレジャー普及促進事業として、アウトドアに関わる事業者等と連携して、体験機会の提供やサービス向上、プロモーション活動、人材育成等の取り組みを進めます。

2. 目的

アウトドアレジャーの推進の一環として、アウトドア施設やアウトドア体験事業者等が実施する地域特性を生かした取り組みを支援することで、市全体のアウトドア施設の品質向上とサービスの底上げを図ります。アウトドア利用者への受入環境の向上と共に、事業者の収益向上により、アウトドア事業の継続的な展開につなげます。

尚、本補助金事業は、恵那市補助金等交付規則に基づいて実施されます。

3. 補助対象者

市内でアウトドア事業を営む事業者、または新規に市内でアウトドア事業へ参入見込みの事業者

4. 補助対象事業

事業者による地域特性を生かした新規事業の実施に対して、経費の一部を支援します。尚、企画及び申請にあたっては次の要件のすべてを満たすものを対象とします。

- ・「恵那市アウトドアレジャー推進計画」の方針や方向性に合致するもの
- ・地域の特性を取り入れた独自性のある事業内容とすること
- ・地域内における事業者間連携を行うこと
- ・一過性とならないよう継続性が確保されていること
- ・自己財源を生み出す方策が見込まれ、自走可能な事業内容であること

次に示す経費は補助対象外とします。

- ・経常的に発生する人件費（従業員報酬など。事業に必要な賃金等は対象）
- ・事務所等の経常経費（光熱水費や賃貸料など）
- ・事務所等で使用する備品購入費（コピー機、エアコンなど）

※「恵那市着地型観光創出支援事業補助金」との併用はできません。恵那市着地型観光創出支援事業補助金の対象となる事業は本補助金の対象から除きます。

5. 補助金額

対象経費の2分の1（上限50万円）

6. 補助対象期間

令和4年4月1日（金曜日）～令和5年3月31日（金曜日）

※ただし予算残額がなくなり次第終了

（注意）申請受け付けは令和5年2月28日（火曜日）までです。

事業は令和5年3月31日までに完了してください。

7. 申請から支払いまでの流れ

(1) 交付申請書の提出

以下の書類を提出ください。

- ①交付申請書
- ②収支予算書
- ③各経費の見積書等
- ④事業内容の詳細が分かる資料（図面、デザイン、数量等）
- ⑤市税に滞納がないことの証明書

(2) 交付決定・不決定の通知

提出いただいた申請書を審査し、交付決定・不決定通知をお送りします。

(3) 事業実施

事業着手前に申請書を提出してください。

(4) 実績報告書の提出

事業完了後、以下の書類を提出ください。

- ①実績報告書
- ②収支決算書
- ③各経費の請求書、領収書
- ④事業着手前後の写真
- ⑤補助金交付請求書
- ⑥口座振込み申請書

8. 申請先

観光交流課へ直接提出してください。

■お問い合わせ

恵那市商工観光部観光交流課

電話 0573-22-9201 FAX0573-26-2861

電子メール kankokoryu@city.ena.lg.jp